

査読要領

中小企業会計学会 学会誌編集委員会

平成27年 5月 6日制定

令和元年 8月18日改正

1. 査読内容

査読の結果として、(1)『中小企業会計研究』への掲載可否の判定と(2)判定に至った判断理由をご報告ください。

(1) 『中小企業会計研究』への掲載可否の判定について

『中小企業会計研究』への掲載可否の判定については、次の①から③のいずれかを選択してください。

- | | |
|------------------|----|
| ① 無修正掲載可 | 3点 |
| ② 語句等の一部修正の上、掲載可 | 2点 |
| ③ 掲載不可 | 1点 |

(2) 判定に至った判断理由の明示について

掲載可否の判定に至った判断理由を必ず明示してください。

上記(1)の判定が②を選択された場合には、原稿に修正が必要と思われませんが、必要な修正事項をご指摘ください。

上記(1)の判定が③の掲載不可の場合には、その根拠を必ず明示してください。

2. 査読評価の基準

査読にあたっては、次の査読評価の基準により評価をお願いします。

- (1) 有用性：学界等に貢献があり、論文を公表することに意義がある。
- (2) 新規性：論文として新規性および独創性がある。
- (3) 信頼性：構成が論理的であり、表現についても適切である。

3. 査読方針

査読にあたっては、次の査読方針により評価をお願いします。

- (1) 「有用性」あるいは「新規性」に優れている場合には、積極的に採択する方向で検討する。
- (2) 査読結果として「修正の上、掲載可」とする場合には、執筆者がどの部分をどのように修正すれば掲載可とされるのかを具体的かつ明瞭に指示する。
- (3) 「新規性」について問題がある場合には、既発表文献を引用するなどして具体的に指摘する。

(4) 査読は原則として1回とする。ただし、査読者は、確認できない内容や事実に関しては、執筆者に追加的な説明を求めることができ、査読者はその説明に基づいて評価を行う。

4. 掲載論文の決定と原稿の修正

査読者2名の評点合計が、原則として4点以上の論文を掲載対象論文として仮決定し、執筆者にその旨を伝えます。

最終的な掲載の可否については、査読結果の評点や加筆修正状況等を考慮して編集委員会で決定いたします。

5. 査読結果報告書の提出期限およびその方法

別添の査読結果報告書にご記入いただき、指定期日までに編集委員会幹事宛に、電子メールの添付ファイルでご返送ください。

以上